

令和 2 年 7 月定例会議事日程

令和 2 年 6 月 3 0 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 6 月行事報告

第 5 議 案

第29号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

第30号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

第31号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第32号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第33号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

第34号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

第35号議案 島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

第36号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

第37号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

第38号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

第39号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則

第40号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則

第41号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則

第42号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

第43号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

第44号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則

第45号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第46号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第47号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則

第48号議案 島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

第49号議案 島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 (1) その他

報告事項

① 7 月行事予定表

② 6 月市議会定例会一般質問報告

③ 令和 2 年度（令和元年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価（案）について

(2) その他

島 原 市 教 育 委 員 会 議 案 集

- 第29号議案 島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について
- 第30号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について
- 第31号議案 島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第32号議案 島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第33号議案 島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則
- 第34号議案 島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第35号議案 島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則
- 第36号議案 島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第37号議案 島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第38号議案 島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則
- 第39号議案 島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則
- 第40号議案 島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第41号議案 島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第42号議案 島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第43号議案 島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第44号議案 島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則
- 第45号議案 島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則
- 第46号議案 島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
- 第47号議案 島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則
- 第48号議案 島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- 第49号議案 島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱
の一部を改正する要綱

令和2年6月30日 定例会

第 29 号議案

島原市三会地区学校林管理委員会委員の委嘱について

島原市三会地区学校林管理委員会委員に、次の者を委嘱する。

職 名	氏 名	住 所 (学校所在地等)	任 期
島原市立三会小学校長	古瀬 唯二	島原市中原町乙1462	令和2年7月1日～

令和2年6月30日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市三会地区学校林管理規程第2条及び第3条に基づき、異動等に伴う後任の委員として委嘱するものである。

(参考)

○ 島原市三会地区学校林管理規程（抜粋）

（委員会の設置及び組織）

第2条 学校林管理の万全を期するため、学校林管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教育次長・契約管財課長・農林水産課長及び三会小中学校長（以下「学校長」という。）をもって組織し、教育委員会が委嘱する。

（委員の失職）

第3条 委員が前条第2項にかかげるそれぞれの職を有しなくなったときは、委員の職を失う。

（委員長）

第4条 委員会は、委員のうちから委員長を互選しなければならない。

2 委員長は、委員会の会議を主宰し、委員会に関する事務を処理し、委員長を代表する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員から委員会招集の請求があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

（会議）

第6条 委員会は、3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

【別紙】

島原市三会地区学校林管理委員会委員名簿

(令和2年7月1日現在)

職 名	氏 名	住 所(学校所在地等)	任 期
島原市教育委員会教育次長	平山 慎一	島原市有明町 大三東戊 1327	平成31年4月1日～
島原市契約管財課長	中村 洋司	島原市上の町 537	平成29年4月1日～
島原市農林水産課長	坪田 兼通	島原市有明町 大三東戊 1327	平成31年4月1日～
<u>島原市立三会小学校長</u>	<u>古瀬 唯二</u>	<u>島原市中原町乙 1462</u>	<u>令和2年7月1日～</u>
島原市立三会中学校長	本田 恭子	島原市下宮町甲 2511-2	平成31年4月1日～
計	5名		

第 3 0 号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

島原市少年センター運営協議会委員に、次の者を委嘱する。

氏 名	住 所（職場等）	年 齢	年 数	備 考
北田 義久	洗切町丙1427番地17	6 3	1	三会地区青少年健全育成協議会会長
長田 和久	山寺町丙843番地2	6 1	5	杉谷地区青少年健全育成協議会会長
本多 美博	桜門町1730番地1	5 7	5	森岳地区青少年健全育成協議会会長
森脇 久夫	高島二丁目7208番地8	5 7	1	霊丘地区青少年健全育成協議会会長
友永 峰昭	新山四丁目8841番地1	7 0	2	白山地区青少年健全育成協議会会長
大場 安廣	新湊一丁目20番地	7 0	8	安中地区青少年健全育成協議会会長
宮崎 善金	有明町大三東丁424番地	7 4	1 2	有明地区青少年育成会議会長
平山 慎一	島原市教育委員会	5 9	1	教育次長
川島 健	島原警察署	4 3	1	生活安全課長
柴田 浩明	大三東小学校校長	5 9	1	島原市校長会代表
渡邊 孝経	島原高等学校校長	5 9	0	島原地区高等学校長代表
上田すず子	南下川尻町10番地	6 5	5	島原市少年センター少年補導委員協議会会長
片山 真子	栄町8678番地	4 1	1	島原市交通安全母の会代表
小松 逸子	崩山町6897番地1	6 5	2	島原市主任児童委員代表

（任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日）

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

島原市少年センター運営協議会条例第3条の規定により、委員を委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市少年センター運営協議会条例（抄）

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者 6人以内

(2) 市職員 1人

(3) 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第 3 1 号議案

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

島原市教育委員会事務局処務規則（平成 8 年 3 月 4 日教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

第 3 1 号議案関係

改 正 案		現 行	解 説 及 び 資 料
別表（第11条関係）		別表（第11条関係）	
区分	事項	事項	
略			
スポーツ課長	(1) 各種大会結果報告に関すること。 (2) 体育施設使用申請及び許可に関すること。 (3) スポーツ少年団に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (4) <u>スポーツ協会</u>に属する軽易な事務に関すること。 (5) その他主管に属する軽易な事務に関すること。	(1) 各種大会結果報告に関すること。 (2) 体育施設使用申請及び許可に関すること。 (3) スポーツ少年団に関する軽易な指導を企画し又は実施すること。 (4) <u>体育協会</u>に属する軽易な事務に関すること。 (5) その他主管に属する軽易な事務に関すること。	組織名称変更に伴う改正

第 3 2 号議案

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市スポーツ振興補助金交付要綱（平成 2 6 年教育委員会告示第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の補助金の名称の欄中「島原市体育協会運営費補助金」を「島原市スポーツ協会運営費補助金」に改め、同表の補助事業の内容、対象経費の欄中「体育協会の運営」を「スポーツ協会の運営」に、「県体育協会の運営費」を「県スポーツ協会の運営費」に改め、同表の補助対象者の欄中「島原市体育協会」を「島原市スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和 2 年 6 月 3 0 日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更により、この要綱を改正しようとするものである。

島原市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する告示（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解 説 及 び 資 料			
別表			別表						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費	補助率又は額	補助対象者
島原市スポーツ協会運営費補助金	市民体力の向上及びスポーツ精神を養うことを目的とする。	スポーツ協会の運営に要する経費。加盟する競技団体・県スポーツ協会の運営の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ協会	島原市体育協会運営費補助金	市民体力の向上及びスポーツ精神を養うことを目的とする。	体育協会の運営に要する経費。加盟する競技団体・県体育協会の運営の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市体育協会
略					略				
長崎県民体育大会役員派遣費補助金	県民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員等の派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市スポーツ協会	長崎県民体育大会役員派遣費補助金	県民体育大会へ選手等を派遣することを補助する。	選手、監督及び役員等の派遣に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	島原市体育協会
略					略				
国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣	選手、監督及び役員等の派遣に	予算の範囲内で市長	島原市スポーツ協会	国民体育大会役員選手派遣費補助金	国民体育大会へ選手等を派遣	選手、監督及び役員等の派遣に	予算の範囲内で市長	島原市体育協会
組織の名称変更による改正					組織の名称変更による改正				
組織の名称変更による改正					組織の名称変更による改正				

組織の名称変更による改正

組織の名称変更による改正

組織の名称変更による改正

改 正 案				現 行				解 説 及 び 資 料
金	遣するこ とを補助 する。	要する経 費の一部	が認め る額					

第 3 3 号議案

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則

島原復興アリーナ条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原復興アリーナ条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		組織の名称変更に伴う改正
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

第 3 4 号議案

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営平成町多目的広場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営平成町多目的広場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案			現行		解説及び資料
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		組織の名称変更に伴う改正
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

第 35 号議案

島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 30 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営平成町人工芝グラウンド条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

組織の名称変更に伴う改正

組織の名称変更に伴う改正

第 3 6 号議案

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市霊丘公園体育館・弓道場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現行		解説及び資料
別表第2（第7条関係）		別表第2（第7条関係）		
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	略	組織の名称変更に伴う改正

第 37 号議案

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立有馬武道館条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 30 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立有馬武道館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

組織の名称変更に伴う改正

組織の名称変更に伴う改正

第 38 号議案

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立温水プール条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 30 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立温水プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）			
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合 キ 略	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合 キ 略	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	組織の名称変更に伴う改正
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略	

第 39 号議案

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明プール条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 30 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明プール条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合 キ 略	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合 キ 略
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

組織の名称変更に伴う改正

組織の名称変更に伴う改正

第40号議案

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営球場条例施行規則(平成25年教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行	解説及び資料
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）	
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	略	

第 4 1 号議案

島原市宮庭球場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市宮庭球場条例施行規則（平成 2 5 年教育委員会規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営庭球場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現行		解説及び資料
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ エ オ カ	略 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 略 本市体育協会が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ エ オ	略 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 略	
3	教育委員会が定める率	教育委員会が定める率	略	組織の名称変更に伴う改正

第42号議案

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営運動広場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営運動広場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	略	組織の名称変更に伴う改正

第43号議案

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市営陸上競技場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市営陸上競技場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行	解説及び資料
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）	
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	略	組織の名称変更に伴う改正

第44号議案

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立屋内相撲場条例施行規則（平成25年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立屋内相撲場条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略

組織の名称変更に伴う改正

組織の名称変更に伴う改正

第45号議案

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則（平成25年教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立夜間照明施設の設置及び管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改正案		現行	解説及び資料
別表（第5条関係）		別表（第5条関係）	
区分	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	組織の名称変更に伴う改正

第46号議案

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

島原市有明体育施設条例施行規則（平成25年教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和2年6月30日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市有明体育施設条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案			現 行			解説及び資料
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）			組織の名称変更に伴う改正
区分	減免率	減免する場合	区分	減免率	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	3	教育委員会が定める率	略	

第４７号議案

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則

島原市立れいなん会館条例施行規則（平成２５年教育委員会規則第１８号）の一部を次のように改正する。

別表中「本市体育協会」を「本市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和２年６月３０日

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

組織の名称変更に伴い、この規則を改正しようとするものである。

島原市立れいなん会館条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行		解説及び資料
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）		
区分	減免率	減免する場合	減免する場合	
1	100パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市スポーツ協会が主催して使用する場合	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 所属の各競技団体が本市代表として県大会以上（県体・国体等）の競技会のため、強化練習に使用する場合 オ 略 カ 本市体育協会 が主催して使用する場合	組織の名称変更に伴う改正
2	50パーセント	ア～ウ 略 エ 本市スポーツ協会の共催により使用する場合 オ 本市スポーツ協会所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	ア～ウ 略 エ 本市体育協会 の共催により使用する場合 オ 本市体育協会 所属の各競技団体が主催して使用する場合 カ～ク 略	
3	教育委員会が定める率	略	略	

第 48 号議案

島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

島原市文化振興補助金交付要綱（平成 26 年教育委員会告示第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

別表中「

有明文化協会活動費補助金	有明文化協会	協会の運営等にかかる経費	予算の範囲内で市長が認める額
--------------	--------	--------------	----------------

」を

「

有明町文化協会活動費補助金	有明町文化協会	協会の運営等にかかる経費	予算の範囲内で市長が認める額
---------------	---------	--------------	----------------

」に、

「

郷土の先人顕彰活動補助金	さくら会 宮崎康平忌実行委員会	顕彰活動に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額
--------------	--------------------	---------------	----------------

」を

「

郷土の先人顕彰活動補助金	さくら会 康平文芸賞実行委員会	顕彰活動に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額
--------------	--------------------	---------------	----------------

」に改め

る。

様式第 4 号中「交付確定通知書」を「交付額確定通知書」に改める。

附則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 2 年度の予算に係る補助金から適用する。

令和2年6月30日提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

文化活動を行う団体等の名称変更に伴う所要の整備及び島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称との整合性を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市文化振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	解説及び資料
島原市文化振興補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、 <u>交付額確定通知書</u> （様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。		島原市文化振興補助金交付要綱 (補助金の額の確定) 第9条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、 <u>交付確定通知書</u> （様式第4号）によりその旨を当該補助事業者に通知するものとする。	【第9条の内容】 補助金の額の確定について規定した条文 【改正の内容】 島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
補助金の名称 島原市音楽連盟補助金	補助対象団体等	補助対象団体等	【別表の内容】 各補助金について、補助金の名称、補助対象団体等、補助対象経費、補助額について規定したもの 【改正の内容】 補助対象団体等の名称の変更に伴う所要の整備
	補助対象経費	補助対象経費	
	補助額	補助額	
	予算の範囲内で市長が認める額	予算の範囲内で市長が認める額	
島原文化連盟活動費補助金	補助対象団体	島原文化連盟	【別表の内容】 各補助金について、補助金の名称、補助対象団体等、補助対象経費、補助額について規定したもの 【改正の内容】 補助対象団体等の名称の変更に伴う所要の整備
	補助対象経費	連盟の運営等にかかる経費	
有明町文化協会活動費補助金	補助対象団体	有明町文化協会	【別表の内容】 各補助金について、補助金の名称、補助対象団体等、補助対象経費、補助額について規定したもの 【改正の内容】 補助対象団体等の名称の変更に伴う所要の整備
	補助対象経費	協会の運営等にかかる経費	

改正案				現行				解説及び資料
			額				額	
島原民俗芸能団体育成補助金	市内民俗芸能団体	各民俗芸能団体の運営等にかかる経費	予算の範囲内で市長が認める額	島原民俗芸能団体育成補助金	市内民俗芸能団体	各民俗芸能団体の運営等にかかる経費	予算の範囲内で市長が認める額	
郷土の先人顕彰活動補助金	さくら会 康平文芸賞 実行委員会	顕彰活動に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	郷土の先人顕彰活動補助金	さくら会 宮崎康平忌実 行委員会	顕彰活動に要する経費の一部	予算の範囲内で市長が認める額	

改正案	現行	解説及び資料
様式第4号（第9条関係） 島原市指令 第 号 （令達先）（住所） （氏名） ㊦ （法人団体等にあつては名） （称及び代表者の氏名） 年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称） 交付額確定通知書 年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度（補助金等の名称）について、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第13号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。 年 月 日 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円 島原市長 ㊦	様式第4号（第9条関係） 島原市指令 第 号 （令達先）（住所） （氏名） ㊦ （法人団体等にあつては名） （称及び代表者の氏名） 年度島原市文化振興補助金（補助金等の名称） 交付確定通知書 年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度（補助金等の名称）について、島原市文化振興補助金交付要綱（平成26年教育委員会告示第13号）第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので、通知する。 年 月 日 記 1 交付決定額 円 2 交付確定額 円 島原市長 ㊦	【改正の内容】 様式第4号について、島原市補助金等交付規則に規定する様式の名称に改めるもの

第 4 9 号議案

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱 の一部を改正する要綱

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（平成 2 9 年教育委員会告示第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「しないよう又は防止するように注意しなければならない」を「してはならない」に改める。

第 5 条第 1 号中「防止等」の次に「に向けた、職員の意識の啓発及び知識の向上」を加え、同条第 3 号中「役割」の次に「及び技能」を加える。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

令和 2 年 6 月 3 0 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

「県立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」の一部改正に伴い所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する要綱（案）新旧対照表

改	正	案	現	行	解 説 及 び 資 料
(職員の責務) 第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントを <u>してはならない。</u>	(職員の責務) 第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントを <u>してはならない。</u>	(職員の責務) 第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントを <u>してはならない。</u>	(職員の責務) 第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントをしないよう又は防止するように注意しなければならない。	(職員の責務) 第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントをしないよう又は防止するように注意しなければならない。	
(研修の実施) 第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。 － ハラスメントの防止等 <u>発及び知識の向上</u> を図るために必要な研修	(研修の実施) 第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。 － ハラスメントの防止等 <u>発及び知識の向上</u> を図るために必要な研修	(研修の実施) 第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。 － ハラスメントの防止等 <u>発及び知識の向上</u> を図るために必要な研修	(研修の実施) 第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。 － ハラスメントの防止等 ______を図るために必要な研修	(研修の実施) 第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。 － ハラスメントの防止等 ______を図るために必要な研修	
(研修の実施) 第5条 三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割 <u>及び技能</u> について理解させるために必要な研修	(研修の実施) 第5条 三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割 <u>及び技能</u> について理解させるために必要な研修	(研修の実施) 第5条 三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割 <u>及び技能</u> について理解させるために必要な研修	(研修の実施) 第5条 三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割______について理解させるために必要な研修	(研修の実施) 第5条 三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割______について理解させるために必要な研修	

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱

島原市教育委員会

（目的）

第1条 この要綱は、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関し、必要な事項を定めることにより、島原市立小・中学校の職員、児童・生徒及び保護者等（以下「職員等」という。）の人権の尊重、利益の保護及び良好な勤務環境・教育環境の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 ハラスメント

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントのこと。

二 セクシュアル・ハラスメント

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員等を不快にさせる職場外における性的な言動。なお、同性に対する言動も含まれる。

三 パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、他の職員等に対して、適正な業務や指導の範囲を超えて継続的に精神的・身体的苦痛を与える又は周囲の環境を悪化させる言動。

四 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

女性職員が妊娠・出産したこと、妊娠又は出産に起因する症状により勤務することができないこと若しくはできなかったこと又は能率が低下したこと及び職員の妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関し、勤務環境を悪化させる言動。なお、業務分担、安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。

五 ハラスメントに起因する問題

ハラスメントのため、職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること及びハラスメントへの対応に起因して、職員等が就労上又は修学上の不利益を受けること。

（監督者の責務）

第3条 校長等管理監督者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

- 一 職員に対し、この要綱の周知徹底を図り、日常の指導等により、ハラスメントに関し、職員の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- 二 職員の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が職場に生じることがないように配慮すること。
- 三 監督者は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力、その他ハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮すること。

（職員の責務）

第4条 職員は、次に定めるところに従い、ハラスメントを**してはならない**。

- 一 ハラスメントをしないようにするために、職員が認識すべき事項
 - （１）ハラスメントは、人によって受け止め方が異なるので、受け止める相手の立場に立って判断すること。
 - ① セクシャル・ハラスメントについて、性に関する言動に対する受け止め方には個人間やその人物の立場等で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要となること。
 - ② パワー・ハラスメントについて、指導のつもりであったとしても、適正なレベルを超えると相手を傷つけてしまう場合があること。また、その適正なレベルは職員等一人一人異なるので、相手の立場に立った言動をとること。
 - ③ 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントについて、妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な言動及び妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用したこと等により周囲の職員の業務負担が増大すること、ハラスメントの原因や背景となること。また、当該制度を利用する職員も、周囲の職員との円滑なコミュニケーションを図りながら適切に業務を遂行していくという意識をもつこと。
 - （２）相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
 - （３）ハラスメントであるか否かについて、職務上の地位や人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示（拒否や抗議等）があるとは限らないこと。
 - （４）勤務時間外又は職場外におけるハラスメントについても十分注意する必要があること。
 - （５）すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権を尊重した教育のあり方を意識し、一人一人を生かす教育環境づくりに努めること。
- 二 職場の構成員として、良好な勤務環境を確保するため、職員が認識すべき事項
 - （１）ハラスメントについて問題提起する職員等をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。
 - （２）ハラスメントが見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すこと。また、被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談に乗ること。
 - （３）職場においてハラスメントがある場合には、同じ職場に働く者として、気持ちよく就労

や修学ができる環境づくりをするために、監督者に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。

- (4) 児童生徒が被害を受けていることを見聞きした場合には、監督者に報告するとともに、すぐに声をかけて相談に乗るなど、細心の注意を払いながら解決を図ること。

三 ハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる事項

- (1) 一人で我慢しているだけでは、問題は解決しないことを認識すること。
- (2) ハラスメントをなくすことは、良好な勤務環境の形成に重要であるとの考えに立って、嫌なことは相手に対し明確に意思表示したり、信頼できる人に相談するなど、ハラスメントに対する行動をためらわないこと。

(研修の実施)

第5条 学校教育課長及び校長は、必要に応じ次の研修を実施するよう努めなければならない。

一 ハラスメントの防止等に向けた、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために必要な研修

二 新たに職員となった者に対してハラスメントに関する基本的な事項について理解させるために必要な研修

三 新たに監督者となった職員に対してハラスメントの防止等に関しその求められる役割及び技能について理解させるために必要な研修

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）が職員等からなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を各学校に配置する。

なお、学校内での苦情相談が困難な場合に対応するため、相談員を学校教育課に配置する。

2 相談員は、各学校においては監督者及び校長が選任する者、学校教育課においては学校教育課長が指名する者をもって充てる。

(相談員の責務)

第7条 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。

2 相談員は、苦情相談への対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

3 相談員は、苦情相談を受けた場合、学校教育課長に報告するものとする。

（不利益取扱いの禁止）

第8条 監督者その他の職員は、ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情に係る調査への協力、その他ハラスメントに関して正当な対応をした職員等に対し、そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、「島原市立小・中学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」（平成13年4月1日から施行）は廃止する。

附則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

2 島 教 学 第 号
令和 2 年 6 月 日

各小・中学校長 様

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝
(公印省略)

島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱等の
運用について（通知）

標記について下記のとおり定めたので、これにより運用願います。

記

第1条関係

- 1 「ハラスメントの防止及び排除」とは、ハラスメントが行われることを未然に防ぐとともに、ハラスメントが現に行われている場合にその行為を制止し、及びその状態を解消することをいう。
- 2 「職員等」とは、島原市立小・中学校の職員（**会計年度任用職員**も含む）、児童・生徒及び保護者をいう。

第2条関係

- 1 この条の第2号の「他の者を不快にさせる」とは、職員が他の職員を不快にさせること、職員がその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせること及び職員以外の者が職員を不快にさせることをいう。
- 2 この条の第2号の「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的志向（※1）若しくは性自認（※2）に関する偏見に基づく言動も含まれる。

なお、性的な内容の発言には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報（噂）を意図的に流布することのほか、性的な冗談やかからかい、食事・デート等への執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すこと等が、性的な行動には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画等（写真、絵、置物、文書、電磁的記録に係る記録媒体等）を配布、掲示すること等が含まれる。

※1 人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするか。 ※2 性別に関する自己意識

- 3 この条の第3号の「職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に」とは、管理職による職務上の権限や地位を背景にした言動が基本であるが、技能の経験や年齢の差などに基づく先輩と後輩、同僚間、職員と児童・生徒・保護者・**教育実習生**等との間の言動も含まれる。
- 4 この条の第3号の「適正な業務や指導の範囲を超えて」とは、達成が不可能な業務命令や仕事上必要性のない指示命令、人格を否定するような指導や注意、他の職員等とは異なる過重な量の業務等を強要することなどが該当するものである。
- 5 この条の第3号の「継続的に」とは、一過性のものではなく、必要以上に何度も繰り返すことをいう。但し、その言動が刑法（暴行罪、脅迫罪等）に該当したり、不法行為の強要などの場合は、一度でもパワハラに該当するものである。
- 6 この条の第4号に定める言動は、職場の上司又は同僚の言動によるものが該当する。また、この条の第4号に規定するものであっても、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものは該当しない。
- 7 この条の第4号の「妊娠又は出産に起因する症状」とは、つわり、妊娠悪阻、切迫流産、出産後の回復不全等妊娠又は出産したことに起因して妊産婦に生じる症状をいう。
- 8 この条の第5号の「職員等の就労上又は修学上の環境や健康が害されること」とは、職員等が直接又は間接的にハラスメントを受けることにより、人格を傷つけられ、仕事や修学への意欲や自信を失ったり、心身の健康を害することや職務や修学に専念することができなくなる等、その能率の発揮が損なわれる程度に就労上又は修学上の環境が不快なものとなることをいう。
- 9 この条の第5号の「ハラスメントへの対応」とは、この条の第2号、第3号及び第4号に定める言動に対する拒否、抗議、苦情の申し出等の行為をいう。
- 10 この条の第5号の就労上の「不利益」には、勤務条件に関する不利益のほか、同僚等から受ける誹謗や中傷などを職員が受けることその他の不利益が含まれる。また、修学上の「不利益」は進学、進級、成績評価の取扱いにおける不利益をいう。

第3条関係

「校長等管理監督者」とは、職員を管理監督する地位にある者をいい、校長、教頭をいう。

第4条関係

この条の第1号（1）③の妊娠、出産、育児又は介護に関する否定的な「言動」とは、不妊治療に対する否定的な言動を含め、他の職員の妊娠、出産、育児又は介護の否定につながる言動（当該職員に直接行わない言動も含まれる。）をいい、単なる自らの意思の表明を除く。

第5条関係

この条の第3号の「求められる役割及び技能」には、管理又は監督の地位にある職員がハラスメントに関する苦情相談に適切に対応するために必要な知識等が含まれる。

第6条関係

- 1 苦情相談は、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
 - 一 他の職員等がハラスメントをされているのを見て不快に感じる職員等からの苦情の申出
 - 二 他の職員等からハラスメントをしている旨の指摘を受けた職員等からの相談
 - 三 職員等からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談
- 2 各学校に配置する「相談員」は、監督者及び校長が選任する者とする。ただし、校長が選任する者のうち、少なくとも1名は職員の互選による者とする。なお、相談員は男女それぞれ1名以上とする。
- 3 監督者は、相談者に対し、責任を持って苦情相談に対応するよう指導を徹底するとともに、苦情相談に関する知識、技能等を向上させるため、相談員に対する研修等を実施し、又は相談員を県教育委員会の研修等に参加させるよう努めるものとする。

第7条関係

- 1 この条の第1項について、相談を受けた相談員が監督者以外である場合には、監督者へ報告するものとし、監督者は校長の指示のもと解決にあたるものとする。

ただし、校長によるハラスメント事案については、学校教育課長が解決にあたるものとする。
- 2 この条の第3項の学校教育課長への報告については、別紙様式「苦情相談記録表」により校長を経由して行うものとする。

ただし、校長によるハラスメント事案については、苦情相談を受けた相談員が校長を経由せずに、**直接**、学校教育課長に相談するものとする。

【各種相談窓口】

○職員のための相談

島原市教育委員会 学校教育課

■電話番号 0957-68-5472

○教職員のための相談電話

県教育センター

- 電話番号 0120-72-5312（専用フリーダイヤル）
 0957-53-1136（専用電話）
- FAX番号 0957-50-1950（専用FAX）
- 相談時間 月～金曜日（年末年始、祝日は除く）9：00～20：50

○職員からの苦情相談

県人事委員会

- 電話番号 095-894-3554（専用電話）
 ※詳細はHP 長崎県人事委員会→職員からの苦情相談

島原市立小・中学校におけるハラスメントに関する苦情相談に 対応するに当たり留意すべき事項についての指針

島原市教育委員会

1 苦情相談への対応

ハラスメントが発生した場合のみならず未然防止のためにも、気軽に苦情相談ができる体制を整え、適切に対応していくものとする。

また、苦情相談に対応するに当たっては、ハラスメントをさらに誘発するなど、被害が深刻化することのないよう、被害者の立場で考え、事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認し、事案の内容、状況に応じ、適正に対処する必要がある。

(1) 苦情相談を受ける体制

- ① 職員等からのハラスメントに関する苦情相談には、相談員が窓口となること。また、校内での対応が困難な苦情相談については、職員等からの直接の苦情相談も含め、学校教育課に設置された相談員が窓口となり、必要に応じて助言等を行うこととする。
- ② 各学校における児童・生徒及びその保護者からの苦情相談を受ける窓口については、相談員の他に各学校長が新たに設けるか、既に校務分掌にある教育相談部等の職務として位置づける等、明確なものとする。
- ③ 児童・生徒及び保護者に対して「島原市立小・中学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」の趣旨、内容及び各学校に配置する相談員の氏名を早急に周知すること。
- ④ 児童・生徒及び保護者への周知に当たっては、学年集会や全体集会及びPTA 総会等を利用して、各学校に配置する相談員が行うことが望ましいこと。

(2) 苦情相談を受ける際の基本的な心構え

職員等からの苦情相談に対応するに当たっては、相談員は次の事項に留意する必要がある。

- ① 被害者を含む当事者にとって最善の解決策は何か（適切かつ効果的な対応は何か）という視点を常に持つこと。
- ② 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- ③ 関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

(3) 苦情相談を受ける際に相談員が留意すべき事項

- ① 苦情相談を受ける際には、苦情相談を行う職員等（以下「相談者」という）の希望する性の相談員を含め、原則として複数で対応すること。
- ② 相談員が同僚職員等の同席を求める場合は、その同僚職員等も交えて苦情相談に対応すること。

- ③ 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- ④ 苦情相談を受けるに当たっては、その内容を相談員以外の者に見聞されないよう周りから遮断した場所で行うこと。

(4) 相談者から事実関係等を聴取するに当たり留意すべき事項

相談者から事実関係等を聴取するに当たっては、次の事項に留意する必要がある。

- ① 相談者の求めるものを把握すること。
例えば、性的な言動が継続中であり、今後も発生が見込まれる言動への対応（将来の言動の抑制等）を求めるものであるのか、又は喪失した利益の回復、過去にあった言動に対する対応（謝罪等）を問題にするものであるのかについて把握する。
- ② どの程度の**緊急性**があるのかについて把握すること。
相談者の心身の状態等に鑑み、苦情相談への対応に当たり、どの程度の**緊急性**があるのか把握する。
- ③ 相談者の主張に真摯に耳を傾け丁寧に話を聞くこと。
特に相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から、必ずしも理路整然と話すとは限らない。むしろ脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよう努める。**また、相談員自身の評価を差し挟むことはせず、相談者の心情に配慮し、その主張等を丁寧に聴き、相談者が認識する事実関係を把握することが必要である。**
- ④ 事実関係については、次の事項を把握すること。
 - ア 当事者(被害者及び**行為者**とされる**者**等) 間の関係
 - イ 問題とされる言動が、いつ、どこで、どのように行われたか。
 - ウ 相談者は、**行為者**とされる**者**に対してどのような対応をとったか。
 - エ 監督者に対する相談を行っているか。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握する。
- ⑤ 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。
聞き間違いの修正、聞き漏らした事項及び言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱**したり**するなどして相談者に確認する。
- ⑥ 聴取した事実関係等については、必ず別紙様式「苦情相談記録表」に記録し、**当該記録を厳重に**保管すること。

(5) **行為者**とされる**者**からの事実関係等の聴取

- ① 原則として、**行為者**とされる**者**から事実関係等を聴取すること。
- ② **行為者**とされる者から事実関係等を聴取する場合には、**行為者**とされる者に対して十分な弁明の機会を与えること。
- ③ **行為者**とされる者から事実関係等を聴取するに当たっては、その主張に真摯に耳を傾け

丁寧に話を聴く、聴取した事実関係等を行為者とされる者に確認するなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応すること。

(6) 第三者からの事実関係等の聴取

当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、それだけでは事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要であること。

この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応すること。

(7) 事実関係等の聴取後の具体的対応

- ① 監督者は、被害者や行為者とされる者に対して、一律に何らかの対応をするのではなく、ハラスメントの対応や緊急性の有無などを考慮しながら、事実に応じて適切な対応を行うこと。

主な対応策としては、以下のようなものが考えられる。

ア 状況等を注意深く観察する。

イ 行為者とされる者に当該職員の同僚等を通じ間接的に注意を促す。

ウ 行為者に、その言動がハラスメントに該当することを直接注意する。或いは被害者に対する謝罪を促す。

エ 被害者に対して自分の気持ちを明確に意思表示するよう助言する。

オ 当事者間の斡旋を行う。

- ② 苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、相談者に説明すること。

(8) 児童・生徒又は保護者に係る苦情相談について

児童・生徒又は保護者に係る苦情相談への対応については、上記事項に留意するとともに、当該児童・生徒の心身の発達段階等を十分に考慮し、修学環境を悪化させないように配慮すること。

2 問題処理のための具体的な対応例

相談員が、苦情相談に対応するに当たっては、ハラスメントに関して相当程度の知識を持ち、個々の事例に即して柔軟に対応することが基本となることは言うまでもないが、具体的には、事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

(1) ハラスメントを受けたとする職員等からの苦情相談

- ① 相談員が監督者でない場合、相談員が監督者に対し、行為者とされる者に指導するよう要請する。

(例)

職場内で行われるハラスメントのうち、その対応に緊急性がないと判断されるものについては、職場の監督者に状況を観察するよう要請し、行為者とされる者の言動のうち問題があ

ると認められるものを適宜注意させる。

② 相談員が監督者である場合、**行為者**に対して直接注意する。

(例)

性的なからかいの対象にするなどの行為を頻繁に行うことが問題にされている場合において、**行為者**とされる**者**は親しみの表現として発言等を行っており、それがセクシュアル・ハラスメントであるとの意識がない場合には、相談員が**行為者**とされる**者**に対し、その行動がセクシュアル・ハラスメントに該当することを直接注意する。

(例)

部下への指導に暴言や執拗な非難などが繰り返される場合において、**行為者**とされる**者**に、それがパワー・ハラスメントであるとの意識がない場合には、相談員が**行為者**とされる**者**に対し、その行動がパワー・ハラスメントに該当することを直接注意する。

(例)

学級担任の先生から、必要がないのに身長や体重を聞かれたり、異性関係に関することを話題にされたりする場合において、それがセクシュアル・ハラスメントであるとの意識がない場合には、相談員が**行為者**とされる**者**に対し、その行動がセクシュアル・ハラスメントに該当することを直接注意する。

③ 被害者に対して助言をする。

(例)

職場の同僚から好意を抱かれ食事やデートにしつこく誘われるが、相談者がそれを苦痛に感じている場合については、相談者自身が相手の職員に対して明確に意思表示をするよう助言する。

④ 相談員が監督者である場合、当事者間のあっせんを行う。

(例)

被害者がハラスメントを行った**行為者**に謝罪を求めている場合において、**行為者**も自らの言動について反省しているときには、被害者の要求を**行為者**に伝え、**行為者**に対して謝罪を促すようあっせんする。

(2) ハラスメントであるとの指摘を受けたが納得がいかない旨の相談

(例)

昼休みに自席で週刊誌のグラビアのヌード写真を周囲の目に触れるように眺めていたところ、隣に座っている同僚の女性職員から、他の職員の目に触れるのはセクシュアル・ハラスメントであるとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談があった場合は、相談者に対し、周囲の職員が不快に感じる以上はセクシュアル・ハラスメントに当たる旨注意喚起する。

(例)

事務処理の誤りがあった部下職員に対し、厳しく指導を行っていたところ、パワー・ハラスメントであるとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談があった場合は、相談者に対

し、暴言や執拗な非難がなされたことを確認し、そうした言動はパワー・ハラスメントに当たる旨注意喚起する。

(3) 第三者からの苦情相談

(例)

同僚の女性職員がその上司から性的なからかいを日常的に繰り返し受けているのを見て不快に思う職員からの相談があった場合には、同僚の女性職員及びその上司から事情を聴き、その事実がセクシュアル・ハラスメントであると認められる場合には、その上司に対して監督者を通じ、又は相談員が直接に注意を促す。

(例)

同僚の職員が上司から指導の範囲を超えた言動を受けたり、仕事以外の事柄を強要されているとの相談があった場合には、同僚の職員及びその上司から事情を聴き、その事実がパワー・ハラスメントであると認められる場合には、その上司に対して監督者を通じ、又は相談員が直接に注意を促す。

(例)

臨時職員に執拗につきまとったり、その身体に不必要に触る職員がいるが、臨時職員である本人は立場が弱いから苦情を申し出ることをしていないような場合について、第三者から相談があったときには、本人から事情を聴き、事実が認められる場合には、本人の意向を踏まえた上で、監督者を通じ、又は相談員が直接に行為者とされる者から事情を聴き、注意する。

(例)

同じクラスの生徒が、教科担当の先生から指導の範囲を超えた特別課題の提出を強要されたり、休み時間や放課後など必要以上に指導されているとの相談があった場合には、同じクラスの生徒及び関係職員から事情を聴き、その事実がパワー・ハラスメントであると認められる場合には、その教科担当の先生に対して監督者を通じ、又は相談員が直接注意を促す。

ハラスメントを起こさせないために注意すべき言動例

ハラスメントを起こさせないために注意すべき言動例

1 セクシュアル・ハラスメント

(1) 性的な関心、欲求に基づく発言・行動

- ・スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。
- ・聞くに耐えない卑猥な冗談を交わす。
- ・性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象とする。
- ・個人的な性的体験談を話す。
- ・雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・性的な関係を強要する。
- ・宿泊を伴う学校行事の際、児童・生徒を教員の部屋に呼んで、性的な質問をする。
- ・指導の際、必要がないのに肩や背中に触れ、児童・生徒に不快感を与える。
- ・部活動の指導の際、部員に対してマッサージと称して身体を触る。

(2) 性別により差別しようとする意識等に基づく発言・行動

- ・「男のくせに根性がない」「女性は職場の花でありさえすればいい」などと発言する。
- ・男性又は女性であるというだけで、特定の作業を職場で強要する。
- ・カラオケでのデュエットを強要したり、酒席で、お酌やチークダンス等を強要する。
- ・女子であることで、お茶くみや掃除をさせたり雑用を強要する。
- ・掃除を怠っていた女子生徒に対して「女の子のくせにきちんとしなさい。」と叱る。
- ・泣いている男子児童に「そんなに泣いていると女々しいぞ。」と叱る。

(3) 性的志向に関する発言・行動

- ・性的志向や性自認をからかいやいじめの対象としたり、性的志向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること。
- ・「ホモ」「オカマ」「レス」などの差別的な発言をする。

2 パワー・ハラスメント

(1) 暴言

- ・「死んでしまえ」「給料泥棒」などの暴言を吐く。
- ・「お前はしようもない」「無能だ」「目障りだ」などと人格を否定する。
- ・身体や性格の特徴を取り上げてなじる。
- ・同僚を無能呼ばわりし、さらに、その事を他の職員に言いふらしたり、授業中に生徒に話したりする。

(2) 執拗な非難

- ・一つの些細な失敗を何度も非難する。
- ・皆の前で起立させたまま、大声で長時間叱責し続ける。
- ・必要な助言や指示を行わず、何度も仕事のやり直しを命じる。

(3) 威圧的な行為

- ・ **職員の前で**机を激しく叩いたり、書類を投げつけるなどの威圧的な行為をする。
- ・ 自分にミスがあると有無を言わさずに部下に責任を転嫁する。
- ・ 「おまえのことはどうにでもできるぞ」などと威圧する。
- ・ **自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続ける。**

(4) 実現不可能・無駄な業務の強要

- ・ 無理な締切りの設定など、明らかに実現不可能な業務を強要する。
- ・ 業務上の必要性を超えて、長時間の残業や休日出勤を強要する。

(5) 仕事を与えない・孤立させる

- ・ 合理的な理由もないのに、仕事をまったく与えない、または、役職に見合った仕事を与えない。
- ・ 発言を無視したり、会議や飲み会等に参加させないなどして、職場内に孤立させる。
- ・ 合理的な理由もないのに、別室での作業を命じる。
- ・ **職員全員に送付する業務連絡のメールを特定の職員にだけ送付しない。**

(6) 仕事以外の事柄の強要

- ・ 合理的な理由もないのに、プライベートな事項に執拗に詮索・干渉する。
- ・ 私的な買い物など、仕事と関係のないことを強要する。

3 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

(1) 妊娠・出産したことに対する発言・行動

- ・ 本人または周りの職員に対し「忙しい時期を避けるべきだった」「他の部署にいるときにしてくれば良かった」などと妊娠したことを責めるような発言をする。
- ・ 本人または周りの職員に対し、つわりで能力が低下していること等について「使えない」「妊娠は病気ではない、しっかり働かないのはおかしい」などと不快な発言をする。
- ・ 妊娠中の職員に対し、重いものを持たせる、又は高いところの物を取らせるなどの重労働を強要する。

(2) 制度利用等に対する発言・行動

- ・ 「病院は休日に行けばいい」など、妊産婦検診休暇等各種制度の取得を認めない。
 - ・ 制度の利用について、本人又は周りの職員に対し「昔はこんな理由で取得できなかったのに」、「自分なら取得しない」、「早く帰れるのはずるい」、「自分だけ休めていいよね」、「周りの仕事が増えるから迷惑」など、制度の利用を責めるような発言をする。
 - ・ 本人又は周りの職員に対し「男のくせに育児休業を取得するのはおかしい」など、男性が育児休業取得をあきらめざるを得ない状況に追い込む言動をとる。
 - ・ 妊娠中又は育児中の職員に対し、深夜業務又は時間外勤務を強要する。
- ※ 業務体制を見直す目的で、育児休業等の希望時間を確認すること、業務状況を考えて妊婦健診日をずらせないと相談すること等は、ハラスメントには該当しない。

※ 上記言動例については、あくまで代表的な例であり、上記以外の言動についても、要綱の定義を満たすようなものはハラスメントに該当する。

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

○6月市議会定例会一般質問報告

○令和2年度（令和元年度事業分）教育委員会の
権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる
点検及び評価（案）について

令和2年6月30日 定例会

教育委員会 7月定例会 報告事項

[6月]

(教育総務課)

[illegible]

教育委員会 7月定例会 報告事項

[6月]

(学校教育課)

[illegible]

島原市教育委員会 7月定例会報告事項

[6月]

(社会教育課)

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	月	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、森
10	水	第3回島原城保存活用PT会議	9:30	本庁舎	課長、中村、文化財保護推進室
15	月	第35回長崎県地域文化賞受賞報告	10:00	本庁舎	市長、教育長、中村
17	水	公民館主事新任研修	14:00	有明公民館	藤井、隼田、尾崎
17	水	社会教育担当者会	15:00	有明公民館	課長、藤井、各公民館主事、松本指導員
18	木	殿様道路水道工事に係る打合せ会	13:00	有明庁舎	課長、中村、吉田、宇土
24	水	第4回島原城保存活用PT会議	9:30	本庁舎	課長、中村、文化財保護推進室
24	水	肥前島原子ども狂言開講式	18:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、中村、小山
		人権同和行政担当課長及び市町教育委員会人権教育担当課長会議		長崎市	中止
		社会を明るくする運動島原地区推進委員会総会		有明文化会館	中止
※ 各地区にて高齢者学級O回（担当：野口）・婦人学級O回開催（担当：松本）					

【付記事項】

12	金	第35回長崎県地域文化賞授与式「子ども狂言」	15:00	長崎県庁	北田
		精霊流し行事実施協議会総会		森岳公民館	書面表決
		有明地区子ども会育成連絡協議会総会		有明公民館	中止
		有明地区青少年育成会議総会		有明公民館	中止
		県社会教育委員連絡協議会総会		長崎市	書面表決
		霊丘地区青少年健全育成協議会総会		霊丘公民館	中止
		市子ども会ジュニアリーダー研修会		舞岳山荘	中止
		島原市社会福祉協議会評議員会		福祉センター	書面表決
		白山地区町内対抗バレーボール大会		第二中学校	中止
		安中地区町内対抗バレーボール大会		島原復興アリーナ	中止
		森岳地区町内対抗バレーボール大会		第一小学校	中止
		スギタニ保存会総会		杉谷公民館	中止

教育委員会 7月定例会 報告事項

[6月]

(スポーツ課)

[illegible]

令和2年 7月行事予定表

令和2年6月30日現在

- 太字ゴシック 教育委員出席予定
- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	水		学校経営訪問 10:35 第五小 ◎△ 13:30 高野小 ◎△	朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△ 地域おこし協力隊委嘱状交付式 9:00 本庁舎 ◎○△	
2	木	新任研修修了式 16：45 本庁2-A ◎			
3	金				
4	土				
5	日				
6	月			島原市美術展覧会運営委員会 19:00 森岳公民館 △	
7	火				
8	水		定例校長会 9:30 杉谷公民館 ◎△	市町文化行政担当課長オンライン会議 9:30 有明庁舎 △ 市民音楽祭代表者会議 19:30 森岳公民館 △	島原学生駅伝実行委員会 14:00 有明公民館 ◎○△
9	木				
10	金				第65回島原市民体育祭実行委員会 19:00 有明文化会館◎○△
11	土				
12	日				
13	月	教育長辞令交付式 9:00 本庁庁議室 ◎○			
14	火			少年センター運営協議会 15:00 森岳公民館 ◎○△	
15	水	市長を囲む地域懇談会事前要望・提案検討会議 9:00 本庁舎庁議室 ◎○	定例教頭会 10:30 杉谷公民館 ◎△		
16	木				
17	金				
18	土				
19	日				第11回市民親睦ソフトバレーボール大会 霊丘体育館
20	月	市長を囲む地域懇談会 19:00 杉谷公民館 ◎○			
21	火	市長を囲む地域懇談会 19:00 三会改善センター ◎○			
22	水	市長を囲む地域懇談会 19:00 有明総合文化会館 ◎○	第2回教科書採択協議会 14:00 千々石庁舎◎		
23	木	海の日 			
24	金	スポーツの日 			
25	土				
26	日				
27	月	県への要望活動 10:00 島原振興局 ○ 市長を囲む地域懇談会 19:00 白山公民館 ◎○			
28	火	県への要望活動 10:30 県庁・県議会 ○ 市長を囲む地域懇談会 19:00 森岳公民館 ◎○			
29	水	市長を囲む地域懇談会 19:00 霊丘公民館 ◎○			
30	木	市長を囲む地域懇談会 19:00 安中公民館 ◎○			
31	金				